

収入印紙（第1号3文書）	
1万円以上10万円以下	200円
10万円超50万円以下	400円
100万円超500万円以下	2千円
500万円超1千万円以下	1万円
1千万円超5千万円以下	2万円
5千万円超1億円以下	6万円

# 金銭消費貸借契約証書

契約日 令和 年 月 日

株式会社中国銀行 御中

債務者

住 所

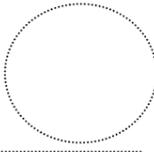
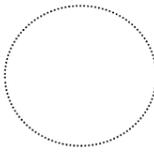
氏 名

住 所

連 帯  
債務者

氏 名

実印を押印



## 第1条（借入要項）

借主（債務者。連帯債務の場合は、連帯債務者を含みます。以下同じです。）は、株式会社中国銀行（以下「銀行」といいます。）から以下の条項を承認のうえ、次の借入要項のとおり金銭を借り受けます。

借入要項								
借 入 金 額	¥ 円							
返 済 期 日	借主が死亡した日（連帯債務者がいる場合は債務者と連帯債務者の死亡日のいずれか遅い日。以下同様。また銀行が、借主が死亡した日に当該死亡の事実を知らない場合は知り得た日）を返済期日とします。							
資 金 使 途								
借 入 利 率	当初利率は、年 %とし、以後は「利率の変更」（第3条）の定めによる変動金利となります。							
コ ー ス	ノンリコース型（借主の死亡により担保を処分しても、全額の回収ができない場合に相続人に請求しない融資）							
返 済 方 法	◎ 契約締結日から借主の相続開始の前日までの期間においては、元金の返済は行わず、利息について毎月の利息支払日に支払うものとします。 <table><tr><td>利息支払日</td><td>初回利息支払日</td></tr><tr><td>毎月 日</td><td>令和 年 月 日</td></tr></table>	利息支払日	初回利息支払日	毎月 日	令和 年 月 日			
	利息支払日	初回利息支払日						
	毎月 日	令和 年 月 日						
	◎ 元金は返済期日に一括で返済します。							
<table><tr><td>店名</td><td>科 目</td><td>口座番号</td><td>届出印</td></tr><tr><td></td><td>普通預金</td><td></td><td></td></tr></table>	店名	科 目	口座番号	届出印		普通預金		
店名	科 目	口座番号	届出印					
	普通預金							

## 〔 規 定 〕

### 第2条（繰上返済）

- 借主が、この契約による債務を期限前に繰上げて返済する場合は、当該月の5営業日までに銀行に通知するものとします。
- 借主が、銀行の承諾を得て繰上返済する場合は、銀行からの請求により銀行所定の手数料を支払うものとします。

### 第3条（利率の変更）

- 借入利率は銀行の短期プライムレート（以下「基準利率」といいます。）を基準として、基準利率の変更に伴って引上げ又は引下げられるものとします。
- 基準金利が変更となった場合、基準金利の変更日の翌銀行営業日以降、最初に到来する利息支払日の翌日より、基準金利の変動幅と同幅で金利が引上げまたは引下げられるものとします。

### 第4条（損害金）

- 本約定による債務を履行しなかったときは、期限の利益喪失後、残元金に対し、年14%（年365日の日割計算）の損害金を支払います。
- 前項にかかわらず、借主死亡により返済期日が到来した場合は、残元金に対し、借入利率（第3条に掲げる利率の変更を適用します。）の損害金を支払います。ただし、第5条に掲げる銀行が住宅金融支援機構（以下、「機構」といいます。）から保険金の支払いを受け機構が債権を取得したときは、債権の取得日以後、残元金に対し、機構が債権を取得した日に適用されている借入利率（第3条に掲げる利率の変更を適用しません。）の損害金を支払います。

### 第5条（住宅金融支援機構の融資保険）

借主は銀行が本件借入に機構の住宅融資保険を利用し、銀行が機構から保険金の支払いを受けた場合には機構が債権を取得することに同意します。

### 第6条（ノンリコース）

借主が死亡し抵当物件の売却により本債務を返済するときは、本債務のために設定した抵当権の効力の及ぶ範囲において返済するものとします。この場合において、銀行は、抵当物件の処分による返済が本債務の金額に満たなくても、当該返済後の残りの債務についての請求はしないものとします。ただし、規定第8条（期限の利益の喪失）及び第9条（反社会的勢力の排除）第3項による期限の利益喪失となった場合は、ノンリコースの適用はありません。

### 第7条（担保）

- 銀行に提供されている担保について銀行の責めに帰すことのできない事由により毀損、滅失または価値の減少が生じたとき、または借主の信用不安が生じたとき等、銀行の債権保全を必要とする相当の事由が生じた場合において、銀行が相当の期間を定めて請求したときは、借主は銀行が適当と認める担保もしくは増担保を提供し、追加するものとします。
- 借主が銀行に対する債務を履行しなかった場合には、銀行は、法定の手続を含めて、一般に適当と認められる方法、時期、価格等により銀行において取立または処分のうえ、その取得金から諸費用を差し引いた残額を、法定の順序にかかわらず債務の弁済に充当できるものとします。取得金を借主の債務の弁済に充当した後に、なお借主の債務が残っているときは、借主は直ちに弁済するものとし、取得金に余剰が生じたときは、銀行はこれを権利者に返還するものとします。
- 借主が銀行に対する債務を履行しなかった場合には、銀行は、その占有している借主の動産、手形その他の有価証券（その名義で記録されている借主の振替株式、振替社債、電子記録債権その他の有価証券を含む）についても、前項と同様に取扱うことができるものとします。
- 本条の担保には留置権、先取特権などの法定担保権も含むものとします。

### 第8条（期限の利益の喪失）

- 借主について、次の各号の事由が一つでも生じた場合には、銀行から通知催告等がなくても、借主は銀行に対するいっさいの債務について当然期限の利益を失い、直ちに債務を弁済するものとします。
  - 破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始もしくは特別清算開始の申立があったとき。
  - 電子交換所（これに準ずる施設をふくむ）または電子債権記録機関の取引停止処分を受けたとき。
  - 本項第1号および第2号のほか、借主が「債務整理」「私的整理ガイドライン」「自然災害ガイドライン」に関して裁判所の関与する手続を申立てたとき、あるいは自ら営業の停止を表明したとき、または私的整理ガイドラインまたは自然災害ガイドラインの対象債権者からの異議申出がなく、申出の翌日から起算して45日を経過した等、支払を停止したと認められる事実が発生したとき。
  - 借主の預金、その他銀行に対する債権について、仮差押、保全差押または差押（以下「差押等」という）の命令、通知が發送されたとき。
  - 借主が、行方不明となり、銀行から借主に宛てた通知が、届出の住所に到達しなくなったとき。
- 借主について次の各号の事由が一つでも生じた場合において、銀行の債権保全を必要とする相当の事由があるときには、銀行からの請求によって、借主は銀行に対するいっさいの債務の期限の利益を失い、直ちに債務を弁済するものとします。なお、銀行の請求に際し、銀行に対する債務を全額支払うことにつき支障がない旨を借主が遅滞なく銀行に書面に通知したことにより、銀行が従来通り期限の利益を認める場合には、銀行は書面にてその旨を借主に通知するものとします。ただし、期限の利益を喪失したことにもとづき既になされた銀行の行為については、その効力を妨げないものとします。
  - 銀行に対する利息の払込みを6か月以上遅滞したとき。
  - 担保の目的物について、差押または競売手続の開始があったとき。また担保の目的物が災害等により滅失、損傷又は著しく減価したとき。
  - 銀行の請求する担保、もしくは増担保の提供、その他借主が銀行とのいっさいの取引約定の一にでも違反したとき。
  - 第14条にもとづく銀行への報告または銀行へ提出する財務状況を示す書類に重大な虚偽の内容がある等の事由が生じたとき。
  - 電子交換所（これに準ずる施設をふくむ）の不渡報告があったときまたは借主が発生記録をした電子記録債権が支払不能となったとき。
  - 銀行に対する預金、積金を銀行の承諾なく、他に譲渡もしくは質入したとき。
  - 銀行の承諾なく、担保物の処分、または担保物件への物権、賃借権の設定を行ったとき、もしくは担保物の保全に必要な行為を怠ったとき。
  - 一身上の変動を生じたとき。
  - 借主の振出、裏書、引受、参加引受または保証した手形（振出、裏書した小切手を含む）で銀行の所持するものの関係人、または借主の保証する本人が、前項各号または本項各号の一にでも該当したとき。
  - 前各号のほか銀行の債権保全を必要とする相当の事由が生じたとき。
- 前項の場合において、借主が住所変更の届出を怠る、あるいは借主が銀行からの請求を受領しないなど借主の責めに帰すべき事由により、請求が延着または到達しなかった場合には、通常到達すべき時に期限の利益が失われたものとします。

### 第9条（反社会的勢力の排除）

- 借主および抵当権設定者は、現在、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者（以下これらを「暴力団員等」という。）に該当しないこと、および次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約するものとします。
  - 暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること
  - 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること
  - 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること
  - 暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること
  - 役員または経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること
- 借主および抵当権設定者は、自らまたは第三者を利用して次の各号の一にでも該当する行為を行わないことを確約するものとします。
  - 暴力的な要求行為
  - 法的な責任を超えた不当な要求行為

- (3) 脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
  - (4) 風説を流布し、偽計を用いたまたは威力を用いて銀行の信用を毀損し、または銀行の業務を妨害する行為
  - (5) その他前各号に準ずる行為
3. 借主および抵当権設定者が、暴力団員等もしくは第1項各号のいずれかに該当し、もしくは前項各号のいずれかに該当する行為をし、または第1項の規定に基づく表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明し、銀行が取引の継続を不適切と判断する場合には、借主は銀行から請求があり次第、銀行に対するいっさいの債務の期限の利益を失い、この契約に定める返済方法によらず、直ちに債務を弁済するものとします。
4. 前項の規定により、借主に損害が生じても、銀行に何ら請求をしないものとします。また、銀行に損害が生じた場合は、借主がその責任を負うものとします。

#### 第10条（銀行による相殺・払戻充当）

1. 債務者死亡時を除き、期限の到来または期限の利益の喪失によって借主が銀行に対する債務を履行しなければならない場合には、借主の銀行に対する債務と借主の預金その他の債権とを、その債権の期限のいかんにかかわらず、銀行はいつでも相殺または払戻充当することができるものとします。
2. 前項の相殺または払戻充当ができる場合には、銀行は事前の通知および所定の手続を省略し、借主にかわり諸預け金の払い戻しを受け、債務の弁済に充当することもできます。この場合、銀行は借主に対して充当した結果を書面をもって通知するものとします。
3. 本条第1項および第2項によって銀行が相殺または払戻充当を行う場合、債権債務の利息、損害金等の計算については、その期間を銀行による計算実行の日までとします。また、利率等については別段の定めがない限り、銀行が定めるところによります。

#### 第10条の2（借主による相殺）

1. 借主は、別に期限前弁済を制限する定めがある場合を除き、弁済期にある借主の預金その他銀行に対する債権と、借主の銀行に対する債務とを、その債務の期限が未到来であっても相殺することができるものとします。
2. 前項により借主が相殺する場合には、相殺通知は書面によるものとし、相殺した預金その他の債権の証書、通帳は届出印を押印して直ちに銀行に提出するものとします。
3. 借主が相殺した場合における債権債務の利息、損害金等の計算については、その期間を銀行への相殺通知の到達の日までとします。また、利率等については別段の定めがない限り、銀行が定めるところによります。
4. 借主は、銀行に預金保険法の定める保険事故が生じた場合に、銀行に対する借入金等の債務と相殺する場合に限り、満期日または据置期間が未到来の借主の預金ならびにその他銀行に対する債権を、当該相殺額について期限が到来したものとして相殺することができるものとします。この場合の相殺手続ならびに預金等の利息計算等については、銀行の当該各取引の規定によるものとします。この場合の相殺手続ならびに預金等の利息計算等については、銀行の当該各取引の規定によるものとします。

#### 第11条（充当の指定）

借主が債務を弁済する場合、または第10条による相殺または払戻充当の場合において、借主の銀行に対する債務全額を消滅させるに足りないときは、銀行が適当と認める順序方法により充当し、これを借主に書面をもって通知するものとします。この場合、借主はその充当に対しては異議を述べることができないものとします。

#### 第11条の2（借主による充当の指定）

1. 第10条の2により借主が相殺する場合または第2条により繰上返済する場合、借主の銀行に対する債務全額を消滅させるに足りないときは、借主は銀行に対する書面による通知をもって充当の順序方法を指定することができるものとします。
2. 借主が前項による指定をしなかったときは、銀行は借主に対する書面による通知をもって銀行が適当と認める順序方法により充当することができ、借主はその充当に対しては異議を述べることができないものとします。
3. 本条第1項の指定により銀行の債権保全上支障が生じるおそれのあるときは、銀行は書面により遅滞なく異議を述べ、担保、保証の有無、軽重、処分の難易、弁済期の長短などを考慮して、銀行の指定する順序方法により充当することができるものとします。この場合、銀行は借主に充当結果を通知するものとします。
4. 本条第2項および第3項によって銀行が充当する場合には、借主の期限未到来の債務については期限が到来したのものとして、銀行はその順序方法を指定することができるものとします。

#### 第12条（危険負担、免責条項等）

1. 借主が銀行に提出した証書等が、事変、災害、輸送途中の事故等やむをえない事情によって紛失、滅失、損傷、消去または延着した場合には、証書等の有無にかかわらず、除権判決など法律上の手続を待たないで、借主は銀行の帳簿、伝票等の記録にもとづいて債務を弁済するものとします。なお、銀行から請求があれば借主は直ちに証書等を提出するものとします。この場合に生じた損害については、銀行の責めに帰すべき事由による場合を除き、借主の負担とします。
2. 借主の提供した担保について、前項のやむをえない事情によって損害を生じた場合には、銀行の責めに帰すべき事由による場合を除き、その損害は借主の負担とします。
3. 銀行が証書等の印影を、借主の届け出た印鑑と相当の注意をもって照合し、相違ないと認めて取引したときは、証書印章等について偽造、変造、盗用等の事故があってもこれによって生じた損害は借主の負担とし、証書等の記載文言にしたがって責任を負うものとします。
4. 銀行の借主に対する権利の行使もしくは保全、または担保の取立もしくは処分に要した費用、および借主の権利を保全するため銀行の協力を依頼した場合に要した費用は、借主が負担するものとします。
5. 銀行が前項の費用を立替えて支払った場合には、借主は、その立替日数に応じ、年14%（年365日の日割計算）の割合による損害金を銀行に支払うものとします。

#### 第13条（届出事項の変更）

1. 借主は、印章、名称、商号、住所、代表者その他届出事項に変更があったときは、直ちに書面によって銀行に届出をするものとします。
2. 前項の届出を怠る、あるいは銀行からの通知を受領しないなど借主の責めに帰すべき事由により、銀行が行った通知または送付された書類等が延着し、または到達しなかった場合には、通常到達すべき時に到達したものとします。

#### 第14条（報告）

1. 借主について家庭裁判所の審判により、補助、保佐、後見が開始された場合もしくは任意後見監督人の選任がなされた場合、またはこれらの審判を既に受けている場合には、借主、または借主の補助人、保佐人、後見人、任意後見人は、その旨を書面により直ちに銀行に届け出るものとします。届出内容に変更または取消が生じた場合にも同様とします。また、借主または借主の補助人、保佐人、後見人、任意後見人について、家庭裁判所の審判により補助・保佐・後見が開始されたときまたは任意後見監督人の選任がなされたときも、同様に届け出るものとします。
2. 借主は、銀行が債権保全上必要と認めて請求した場合には、工事の状況ならびに借主の信用状態について直ちに報告し、また調査に必要な便益を提供するものとします。
3. 借主は、工事の状況、または借主の信用状態について重大な変化を生じたとき、または生じるおそれのあるときは、銀行に報告するものとします。

#### 第15条（担保保存義務等）

1. 抵当権設定者は、銀行がその都合によって他の担保を変更し、若しくは解除し、又は連帯債務者がある場合の債務者の一人についてその債務の一部若しくは全部を免除することがあっても、これによる免責を主張しないものとします。
2. 連帯債務者がある場合の債務者は、銀行がその都合によって他の債務者の一人についてその債務の一部又は全部を免除することがあっても、これによる免責を主張しないものとします。
3. 連帯債務者がある場合の債務者は、他の債務者の一人についてその債務の一部又は全部について時効が完成することがあっても、これによる免責を主張しないものとします。
4. 連帯債務者がある場合に銀行が債務者の一人に対して行った履行の請求は、他の債務者に対しても、その効力が生じるものとします。
5. 連帯債務者がある場合の債務者の一人又は抵当権設定者が債務の一部を弁済した場合には、代位によって銀行又は銀行から債権譲渡を受けた者から取得した権利は、銀行又は銀行から債権譲渡を受けた者に対するこの契約に基づく債務が存在する限り、銀行の同意がなければこれを行使

できないものとします。

#### 第16条（準拠法、合意管轄）

1. この契約の準拠法は日本法とします。
2. この契約にもとづく債務に関して争訟の必要を生じた場合には、銀行の本店または取引店の所在地を管轄する裁判所を専属的合意管轄裁判所とすることに合意します。

以上

（令和6年8月20日）